

COVID -19 Newsletter

May 14, 2020

COVID-19:公演文化業界への影響と関連紛争についての見通し

最近、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の急速な拡散（いわゆる「コロナショック」）により、産業生産・消費が急激に減少し、国内外において経済危機に直面しています。文化界もコロナショックにより少なからず影響を受けていますが、特に、COVID-19拡散予防措置や感染者の発生による後続措置として、観客等が一定の場所に密集して接触する可能性の高い公演等が取り消される事態が頻繁に生じています。また、コロナショックを受け予定されていた公演計画そのものが白紙化されることもあり、公演企画者、出演者、スタッフ、公演場等の公演等に携わっている者が困難に陥っています。

韓国政府もこのような公演界の困難な状況に対応するため、様々な対策を打ち出しています。文化体育観光部は、公演の取り消しや延期により経済的に苦しい状況のアーティストらが緊急生活支援金の融資を受けるようにしており、観客の不安を解消するために民間の小規模公演場に消毒・防疫用品・携帯型の赤外線サーモグラフィカメラ等を支援しています。また、文化体育観光部は、アーティストおよび芸術団体に対して公演製作費を支援し、公演観覧割引券を提供することも計画しています。雇用労働部も、公演業種に対して休業手当の90%を支援する等の内容を骨子とする『観光・公演業等特別雇用支援業種指定の告示』を制定・発表しました。

しかし、上記のような政府の政策施行にもかかわらず、コロナショックの長期化による公演の取り消しや延期は、相当期間続くものと予想されます。それにより、公演従事者らの間における法律紛争も数多く発生する可能性もあり得ます。

そのため、以下では、コロナショックが公演取消等においていかなる法律効果を有するのか、および関連紛争を見通すことにより、公演従事者らの対処方策について説明します。

1. コロナショックによる公演取消が不可抗力に該当するか否か

- 不可抗力とは、当事者が統制できない領域において発生するやむを得ない事情のことをいいます。大法院（最高裁）は、不可抗力の意味を「債務者の支配領域外において発生した事件として、その債務者が通常的手段を尽くしても、これを予見するか防ぐことができないもの」と解釈しています（大法院2007年8月23日宣告2005ダ59475判決、大法院2004年7月8日宣告2004ダ8494判決等）。通常、不可抗力の代表的な例としては、天災地変、戦争等があり、広義的にはストライキも不可抗力に含める場合もあります。韓国法院は、不可抗力の如何について判断するに当たり、債務者の支配領域外のものか否かを比較的厳格に検討するため、該当事件をあらかじめ防止できる可能性が相当な場合には、不可抗力ではないと判断しています。
- そのため、コロナショックのような伝染病の拡散が不可抗力に該当するか否かが問題になり得ますが、これまで法院がこれに対して明示的に判断したことはないと思われます。しかし、海外で発生した新型伝染病が国内に入り、その感染者が引き続き増加するという事情は、債務者の支配領域外において起こる事情であり、また、このような事情を事前に予見するか回避できたものとみることが難しいと評価される可能性があります。一方、COVID-19の拡散を防ぐため、国務総理が2020年2月22日に緊急対国民談話を発表し『多数の者が密集するイベントは当分の間自制することを要請』しました。もっとも、このような勧告は、法的拘束力や強制力があるものではないものの、公演等が一般的に密集している大衆を対象にして行われることを考慮すると、上記のような勧告は合理的であり、政府から公式的に要請された状況で、これに反して公演等を予定どおり進めることは、事実上不可能であるとみる余地もあります。また、COVID-19のパンデミック（世界的な大流行）により各国が非常事態宣言を行っていることからみると、コロナショックは、個人や契約当事者が統制できる水準を超えた事態であるともいえます。したがって、公演企画者等が、COVID-19の拡散および政府レベルからのイベント開催の自制要請を受け公演等を取り消すことになった事情は、不可抗力によるものと認められる可能性があるといえます。
- しかし、COVID-19の拡散や政府勧告を理由に、公演を取り消すことが必ず不可抗力によるものと一義的に判断されることはないものと思われます。不可抗力に該当するためには、当事者が統制できない領域において発生するやむを得ない事情があるべきであるところ、逆に、当事者が統制できる領域に該当する場合は、不可抗力に該当しないというべきです。すなわち、公演等の内容や性格上観客を必ず前提にしていないか、公演場が小規模であり、十分なスペースが確保されて伝染病感染の恐れが低いと評価できる場合には、不可抗力として認められるのが難しいといえます。ま

た、不可抗力に該当するためには、それが予見できない事情でなければならないため、コロナショックが発生した後に企画された公演として、COVID-19の終息が期待できない期間内に予定されている公演に関しては、不可抗力ではないと判断される可能性もあるといえます。

- 結局、コロナショックが、公演等の取り消し等において不可抗力として作用するか否かは、該当の公演等の内容と性格、規模、予定場所、公演企画および予定時期、観客統制の可能性等を総合的に考慮し、具体的な事案別に異なる判断をするほかないものと思われます。また、関連契約書に疾病または伝染病等を不可抗力の一種に含めているかどうかにも重要に考慮されると思われます。今回のコロナショックをきっかけに、伝染病が不可抗力に該当するか否かにつき、法曹界における実務的な議論や社会的な公論化が活発に行われるものと期待されるところ、その議論の結果が、法院の判決や紛争の解決基準に反映されるものと予想されます。

2. 公演等の取消による法律紛争についての見通し

イ. 不可抗力に該当する場合における一般的な法律関係の解決

- 民法第537条は、『双務契約の当事者一方の債務が、当事者双方の責任のない事由により履行できなくなったときには、債務者は、相手方の履行を請求できない』と定め、いわゆる「債務者危険負担主義」を原則としています。つまり、民法第537条によると、両当事者の責任のない事由による履行不能である場合、債務者は、給付義務を免れる代わりに、債権者に対する反対債権を失うことになるため、履行不能による経済的損失が債務者に帰属する結果となります。
- また、不可抗力の場合、「債務者が故意や過失なく債務の内容を履行できなくなったとき」に該当するため、民法第390条に基づき債権者は、債務者に対して損害賠償を請求することができなくなります。なお、不可抗力によりこれ以上債務の履行ができなくなる当事者は、契約条項や事情変更等を理由に契約を解除または解約できるところ、契約が解除される場合、各当事者が相手方に対して原状回復の義務を負担し、契約が解約される場合、該当契約は将来に亘りその効力を失うことになります。

ロ. 消費者との法律紛争についての見通し

- コロナショックにより公演が取り消され、それが不可抗力によるものであると認められる場合、公演に対する債務を負担する公演企画者側は、消費者に対して公演等に関連する対価を請求することができず、チケットを販売して事前に入場料等を受け取ったのであれば、払い戻す義務を負うことになります。この場合、消費者は、入場料の払い戻し以外に、公演企画者側に対して損害賠償を請求できないものと思われます。

- ・ 公正取引委員会傘下の韓国消費者院が制定した消費者紛争解決基準においても、公演が取り消されるか延期されたことで、消費者が入場料の払い戻しを要求するとき、(i) 公演業者の責に帰する事由である場合、入場料の払い戻しおよび入場料の10%を賠償するものとしていますが、(ii) 天災地変等の不可抗力である場合、入場料の払い戻しについてのみ行うものと定めています。

ハ. 出演者、スタッフとの法律紛争についての見通し

- ・ コロナショックにより公演等が取り消され、それが不可抗力によるものであると認められる場合、公演企画者側と出演者（またはスタッフ）との間における法律関係は、消費者との法律関係よりも複雑な面があります。もし、当事者らの間に締結された出演契約または用役契約に不可抗力に関する条項がある場合、それに基づいて解決されますが、関連条項がない場合、民法第537条に基づいて解決するしかないところ、出演者は、公演企画者に対して出演義務を履行する必要がない反面、その反対給付である出演料も請求できなくなるといえます。
- ・ 出演者選定の直後、または本格的に準備する前に公演取消が決定される場合、両当事者の間において特別に取り交わした給付がないため、出演契約または用役契約に対する解約・解除の意思表示により法律関係が終了すると思われます（もし、その出演者が契約金を受け取っていれば、契約書上の契約金条項に基づいて処理されますが、契約金条項がない場合には返還しなければなりません）。ところが、出演者らによって公演準備がかなり進められた状態で、コロナショックを受け公演が取り消される場合には、公演の稽古等に参加した出演者と報酬についての紛争が発生し得ます。公演企画者と出演者が雇用関係である場合、公演取消による影響は制限的であるといえますが、現実的にほとんどの出演者らは、単発的な出演契約を締結しており、このような出演契約の場合、稽古等の公演準備の過程においては相対的に非常に少ない報酬（いわゆる「稽古代」）を受け取っており、その後実際の公演出演回数に応じて一回当たりの出演料を受け取るようになります。この場合、実務上では公演取消当時まで支払われた報酬を受け取ることで出演契約が終了する場合が多いものの、厳密には、契約の解約ないし解除の法理に基づいて原状回復を検討する余地があると思われます。つまり、出演者としては、単純に稽古代の受領ではなく、全体公演において出演者本人が公演取消まで投入した給付の割合を、全体の出演契約金額に適用した精算金を求めることもあるといえます。この場合、その精算金の要求が、契約解除による正当な原状回復請求であるか、それとも、不可抗力によるものとして請求できないものかが争われるものと予想されます。

二. 公演場の貸館に関する法律紛争についての見通し

- ・ コロナショックにより公演等が取り消され、それが不可抗力によるものであると認められる場合、公演場を賃貸した者は、公演企画者に対して貸館料の支払いを要求できないと思われます。貸館契約の解除または解約の場合、公演場によって異なるものの、貸館期間、取り消し時点からの残り

の使用予定日等を考慮して一定の割合で違約金を賦課しており、3ヵ月以内の差し迫った取り消しの場合、全額没収という措置をとる場合が多いです。最近、コロナショックにより公演取消の必要性が浮上すると、国立・公立公演場および世宗文化芸術会館等は違約金なしで貸館契約を取り消しています。その逆に、公演場が先に貸館契約の解除または解約を通知することもあり得るところ、もし、その事由が不可抗力に該当するのであれば、公演企画者側も公演場側に対して貸館義務の履行を求めるか、損害賠償を請求することができないと思われます。

- 最近、公演が取り消される場合が多いが、公演取消の如何を決定できない場合も時折あります。この場合、公演場側としては、公演企画者側に対してコロナショックを理由に公演を取り消すか否かについて回答を要求する場合がありますが、公演企画者が回答する義務があるか否か、または公演取消の如何に対する迅速な決定を通じて、公演場側が他の者と貸館契約を締結できるようにすることで、損害を軽減できる機会を与えるべきか等について紛争が発生し得るといえます。
- 公演場貸館の場合、貸館料の規模が相対的に高い水準であるため、当事者の間において貸館契約取消による法律関係は、非常に重要であるといえます。したがって、コロナショックが貸館契約の解除または解約と関連して不可抗力として認められるか否かは、消費者や出演者との法律関係の場合に比べ、より激しく争われるものと思われており、法院もより一層厳格な基準を適用する可能性があります。よって、貸館契約の場合、コロナショックを考慮して具体的な取り消しに関する条項を契約書に盛り込むことが望ましく、また、コロナショック以前に締結された契約に対しては、変更契約等を通じて取消関連条項を設けておく等、紛争を未然に防ぐことが何より重要であるといえます。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[租税アドバイス部門]



朴教善
パートナー

☎ +82-2-316-4233

✉ gspark@shinkim.com



任祥熾
パートナー

☎ +82-2-316-4055

✉ shim@shinkim.com



宋在燮
パートナー

☎ +82-2-316-4349

✉ jssong@shinkim.com



宋峯周
パートナー

☎ +82-2-316-1619

✉ bjsong@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.